

## 作付転換拡大緊急支援事業補助金の交付要件等

対象作物	飼料用米・米粉用米・輸出用米・麦・大豆(基幹作のみ)	
単 価	2,500円/10a	
内 容	主食用米から対象作物への作付転換を拡大する面積に対して助成	
要 件	対象者要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水田活用の直接支払交付または水田リノベーション事業の交付対象者であること</li> <li>2 1の交付対象面積のうち、原則として令和2年産より主食用米の作付面積を減少し、対象作物を拡大すること。ただし、令和2年産より水田の経営規模を拡大した場合はこの限りではない</li> <li>3 対象作物の作付にあたっては、生産性向上のため、取組要件のうち1つ以上に取り組むこと</li> <li>4 飼料用米・米粉用米については産地交付金の複数年契約助成の対象であること</li> </ol>
	取組要件	別紙2参照
	補助対象	生産者毎に、原則として令和2年産からの主食用米の作付面積の減少分を上限とし、対象作物の拡大分の面積。ただし、令和2年産より水田の経営規模を拡大した場合は、対象作物の拡大分から主食用米の拡大分を減じた面積